

## 第7回基本計画部会での意見と意見に対する対応方針

意見	対応
<p>・見直しの背景と目的の記載内容について、「滋賀県全体が人口減少局面に入るなど社会情勢の変化や～」という記載があるが、市町によっては、開発や宅地造成によって人口が増加している状況である。このため、滋賀県全体として人口減少の局面に入ったことを背景として、污水处理構想の見直しをしたと言い切ってしまうのは違和感がある。見直しのポイントでも記載しているように開発計画の確認ということで、開発に必要な区域と発生汚水量の確認も実施されているので、「滋賀県全体の人口動態及び産業構造などの社会情勢の変化」というような表現にした方が、より見直しのポイントに合致した見直しの背景になるのではないかと感じている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように変更した。</p> <p>●P 1 1-1 3つ目の◇ 変更前：「今回、本県では、社会状況の変化や老朽化による更新需要の拡大が見込まれる中、～」 変更後：「今回、本県では、滋賀県内の人口動態および産業立地の状況などの社会情勢の変化や老朽化による更新需要の拡大が見込まれる中、～」</p> <p>●P 9 1-4 ② 変更前：「県全体として人口減少局面に入るため、～」 変更後：「県内の人口動態および産業立地の状況などの社会情勢の変化を踏まえ、～」</p> <p>●P15 3-2 2つ目の◇ 変更前：「～今後も社会情勢の変化や人口減少等をふまえ整備手法の検討を継続し、整備率の向上をめざします（表4）。」 変更後：「～今後も県内の人口動態および産業立地の状況などの社会情勢の変化を踏まえ整備手法の検討を継続し、整備率の向上を目指します（表4）。」</p>
<p>・資料1の污水处理形態別人口普及率と資料2の污水处理人口普及率は別の指標なのか、資料1で内訳を示していると認識しているが、定義について、わかりやすくまとめてほしい。</p>	<p>→用語の定義を追記した。</p> <p>●P 3 1-3 2つ目の◇の下 変更前：なし 変更後：「污水处理人口普及率＝污水处理施設が整備され利用することが可能となった区域内に居住している人口／行政区域内人口</p> <p>●P9 1-4 ③の下 変更前：なし 変更後：「污水处理形態別人口＝下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設、小規模集合排水処理施設、合併浄化槽ごとの污水处理人口」</p> <p>●P16 表3の下 変更前：なし 変更後：「污水处理形態別人口普及率＝下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設、小規模集合排水処理施設、合併浄化槽ごとの污水处理人口／行政区域内人口」</p>